

建福共第 1-61 号

令和元年 9 月 3 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 近藤 晴貞 殿

公益財団法人 建設業福祉共済団

理事長 茂木 繁



『建設共済保険（法定外労災補償）加入促進月間』実施にあたってのお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当団の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当団では、建設業に従事する労働者などの福祉の増進等を図る一環として建設共済保険の一層の普及を図るため、10月1日から11月30日までの2ヶ月間を、建設共済保険加入促進月間とし、各種PR活動を強化して参ります。

建設共済保険は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償保険金」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償保険金」で構成される法定外労災補償制度であり、併せて実施している「育英奨学事業」からは、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象、返済不要）も給付されます。

また、「労働安全推進事業」では、建設業における安全水準の向上を図り、労働災害を防止することを目的として、安全衛生用品の頒布、女性専用トイレ導入費用に対する助成等を行っております。

今年度も各都道府県建設業協会の協力を得て、引き続き貴協会会員の皆様の加入率の引き上げ等を目指し、加入促進を図る所存でございます。

つきましては、この加入促進月間の実施に当たり、建設共済保険の趣旨の徹底並びに加入促進につきまして、各都道府県建設業協会の皆様の格別のご協力を得られますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

敬具

全建労発第40号  
令和元年9月18日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤 晴貞  
(公印省略)

建設共済保険（法定外労災補償）加入促進月間の実施について

平素より本会の事業活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公益財団法人建設業福祉共済団より、別添のとおり建設業に従事する労働者の福祉の増進等を図る一環として、10月1日から11月30日までの期間を「建設共済保険加入促進月間」とし、加入促進活動を行う旨、本会に対し協力依頼がありました。

つきましては、同福祉共済団が実施する建設共済保険（法定外労災補償）の趣旨及び事業内容についてご理解のうえ、建設共済保険加入促進月間の取組につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木